

埼玉県保護司会連合会の活動

1 組織及び目的

埼玉県保護司会連合会（以下「県保連」という。）は、次の活動を通じて、埼玉県における更生保護事業の充実・発展に資することを目的としています。

- (1) 地区保護司会の任務に関する連絡及び調整
- (2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- (3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- (4) 保護司の職務に関する研修
- (5) 保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に関する広報宣伝
- (6) 保護司の人材確保の促進に関する活動
- (7) 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づくものを除く。）
- (8) その他本会の目的達成のため必要な事項

2 役員体制

県内 25 地区保護司会の会長、県内4つのブロックから選出された女性理事4人及び県保連事務局長が理事となり、地区保護司会長である理事によって理事会を開催するほか、理事から選出された正・副会長・常務理事による常務理事会を開催し、会の運営を行っている。監事は、慣例として会長が所属するブロックを除く、3つのブロックの会員の中から各1名を選任している。

3 活動の現状

- (1) 地区保護司会相互の連絡調整
 - ・ 定例の常務理事会（年4回）及び理事会（年3回※平成29年度までは年4回）
 - ・ ブロック別連絡協議会 昭和62年～県内地区保護司会を4つのブロックに区分
- (2) 保護司等の表彰及び慶弔
- (3) 埼玉県更生保護大会の開催

年1回11月頃開催。埼玉県内更生保護関係者の顕彰を行う。主たる事務担当は保護観察所と県保連の協働による。
- (4) 保護司研修及び施設見学研修等の実施
 - ・ 保護観察所が行う地域別定例研修、新任保護司研修等の各種研修への物資等の協力
 - ・ 従事年数が短い保護司向け研修会の開催
- (5) 埼玉県更生保護観察協会が発行している機関紙「更生保護さいたま」の編集

(6) 埼玉県及び埼玉県社会福祉協議会等との連携

埼玉県等が行う「非行立ち直り支援事業」等の活動、「青少年育成埼玉県県民会議」、「埼玉県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」、「埼玉県社会福祉協議会」「清心寮」「埼玉犯罪被害者援助センター」「埼玉県共同募金会」「アジア刑政財団埼玉支部」など各種の関係機関に対する役員の派遣、各組織事業の保護司に対する周知広報。

- ・ 民生児童委員と保護司合同研修、連絡会

埼玉県社会福祉協議会、埼玉県民生・児童委員協議会、さいたま保護観察所及び県保連の4者の代表による「民生・児童委員と保護司連絡会」と「民生・児童委員と保護司の合同研究協議会」の実施。

(7) 埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会

平成26年度から「保護観察対象者及び更生緊急保護対象者並びにこれらの期間を経過した者等の社会復帰支援を一層円滑に進めること」、「一人ひとりに応じた具体的な支援の実現に向けた連携・協議の場となること」を目的として設置された。

年3～4回開催される運営協議会に事務局員や役員が出席。

(8) 今後の課題

- ・ 保護司適任者の安定的確保
- ・ 地方公共団体における再犯防止推進計画の策定推進
- ・ 保護司の事務負担軽減に向けた取組の促進（会議・研修等のオンライン開催導入、保護観察報告書提出方法の電子化施策に対する普及協力など）